

【記入上の注意】

- 1 次のような場合、児童手当等（児童手当および特例給付をいいます。以下同様です。）の減額または受給資格が消滅しますので届出をしてください。
- 2 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
- 3 「減額・受給事由消滅理由」の欄は、該当するものをチェックし、「その他」の場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 4 「事由の発生した年月日」の欄は、減額又は消滅の事由の発生した年月日を記入してください。
- 5 受給者が大阪市外へ転出した場合は、転出先住所を記入してください。

【児童手当が減額する場合】

- ① 児童が18歳の年度末（3月31日）に達したとき
- ② 児童が15歳の年度末（3月31日）に達したとき
※全ての児童が15歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当等の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- ③ 児童との監護・生計関係がなくなったとき
- ④ 児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
※留学（3年以内）を理由とするものは除かれます。
- ⑤ 児童が里親等への委託又は児童福祉施設等への入所した場合
※里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

【児童手当の受給資格が消滅する場合】

- ① 受給者が大阪市外へ転出したとき
- ② 児童との監護・生計関係がなくなったとき
- ③ 未成年後見人でなくなった
- ④ 父母指定者でなくなった（父母等の帰国）
- ⑤ 受給者が公務員になったとき